

議案第52号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和2年6月4日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱（平成4年兵庫県要綱）が改正され、福祉医療の低所得者判定基準が改められることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

朝来市福祉医療費助成条例（平成17年朝来市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「規定する合計所得金額」の次に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を加える。

第3条の表中「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の朝来市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第52号資料

朝来市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17)「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17)「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p>
<p>(福祉医療費の支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、重度障害者、幼児保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児にあつては、次表右欄に掲げる要件を備えて</p>	<p>(福祉医療費の支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費の支給の対象とする者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児とし、うち、高齢期移行者、重度障害者、幼児保護者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに遺児にあつては、次表右欄に掲げる要件を備えて</p>

いる者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	要件
高 齢 期 移 行 者	区分Ⅰ 高 齢 期 移 行 者 が 次 の 要 件 を 全 て 備 え て い る こ と 。 1 医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 の 属 す る 年 の 前 年 (医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 が 1 月 から 6 月 ま で の 場 合 に あ っ て は 、 前 々 年 と す る 。 以 下 同 じ 。) 中 の 公 的 年 金 等 の 収 入 金 額 (所 得 税 法 第 35 条 第 2 項 第 1 号 に 規 定 す る 公 的 年 金 等 の 収 入 金 額 を い う 。) 及 び 医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 の 属 す る 年 の 前 年 の 合 計 所 得 金 額 (地 方 税 法 第 29 条 第 1 項 第 13 号 に 規 定 す る 合 計 所 得 金 額 を い い 、 そ の 額 が 0 を 下 回 る 場 合 に は 、 0 と す る 。) の 合 計 額 が 80 万 円 以 下 で あ る こ と 。 2 所 得 を 有 し な い 者 で あ る こ と 。
	区分Ⅱ 高 齢 期 移 行 者 が 次 の 要 件 を 全 て 備 え て い る こ と 。 1 市 町 村 民 税 世 帯 非 課 税 者 で あ る こ と 。 2 医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 の 属 す る 年 の 前 年 (医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 が 1 月 から 6 月 ま で の 場 合 に あ っ て は 、 前 々 年 と す る 。 以 下 同 じ 。) 中 の

いる者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	要件
高 齢 期 移 行 者	区分Ⅰ 高 齢 期 移 行 者 が 次 の 要 件 を 全 て 備 え て い る こ と 。 1 医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 の 属 す る 年 の 前 年 (医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 が 1 月 から 6 月 ま で の 場 合 に あ っ て は 、 前 々 年 と す る 。 以 下 同 じ 。) 中 の 公 的 年 金 等 の 収 入 金 額 (所 得 税 法 第 35 条 第 2 項 第 1 号 に 規 定 す る 公 的 年 金 等 の 収 入 金 額 を い う 。) 及 び 医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 の 属 す る 年 の 前 年 の 合 計 所 得 金 額 の 合 計 額 が 80 万 円 以 下 で あ る こ と 。 2 所 得 を 有 し な い 者 で あ る こ と 。
	区分Ⅱ 高 齢 期 移 行 者 が 次 の 要 件 を 全 て 備 え て い る こ と 。 1 市 町 村 民 税 世 帯 非 課 税 者 で あ る こ と 。 2 医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 の 属 す る 年 の 前 年 (医 療 保 険 各 法 の 給 付 が 行 わ れ た 月 が 1 月 から 6 月 ま で の 場 合 に あ っ て は 、 前 々 年 と す る 。 以 下 同 じ 。) 中 の

		<p>公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（<u>地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう、その額が0を下回る場合には、0とする。</u>）の合計額が80万円以下であること。</p> <p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第2号から第5号の認定を受けていること。</p> <p>4 所得を有しない者以外の者であること。</p>			<p>公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。</p> <p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第2号から第5号の認定を受けていること。</p> <p>4 所得を有しない者以外の者であること。</p>
重度障害者	(略)		重度障害者	(略)	
幼児等保護者	(略)		幼児等保護者	(略)	
母子家庭の母及び児童 父子家庭の父及び児童 遺児	(略)		母子家庭の母及び児童 父子家庭の父及び児童 遺児	(略)	